ロシア復興同盟とロシア共同体会議草案

〈プイフティン草案〉

КК 資料集第 5 巻 966-997 頁

ロシア基本法

（前文）

われわれ、ロシア人民は、８６２年に始まるロシア国制の維持、継続および発展のために、社会秩序の維持、国防の組織、共通の複利への協力、現在および将来の世代の福祉と自由の保障のために、ならびに１７２１年に成立したロシア帝国、１９１７年に成立したロシア共和国および１９２２年に成立したソビエト社会主義共和国連邦の権利の継承を宣言し、ここにロシア基本法を制定する。

第１条　国家的ウクラード

1.1. ロシアは、法に基づく単一で不可分の主権国家である。

主権は、ロシアの全市民に属する；主権は譲渡されず、奪われない。何人も、その行使を我がものとし、または自らこれを引き受ける権利を有しない。

1.2. 権力の源泉は、ロシア市民である。

市民は、権力機関を通し、および基本法が定める自治機関を通して国家権力を行使する。

ロシアにおいては、共和政体が採られる。

1.3. ロシア帝国の臣民、ロシア共和国市民およびソ連邦市民ならびにそれらの子どもで、自発的に国籍を離脱せずもしくは外国の国籍を取得していない者、ならびに外国の国籍を取得していない、もしくはそのような国籍の取得を強制されたその子孫は、出生地および居住地の如何にかかわらず、ロシアの市民である。

1.4. ロシアの国家主権は、すべての領土、水域および空域、地下、大陸棚および権利上ロシアに属するその他の客体に及ぶ。

主権の諸問題についての決定は、決定の採択の時点で施行されている法律にしたがって立法機関のみがこれを採択することができる。

ロシアは、基本法にしたがって、ロシアが採用する権利の継承を含め、いかなる主権の制限または縮小を認めない。

1.5. ロシアにおける国家権力は、基本法の定める立法権、執行権および裁判権の各機関に区分されたロシアの国家元首および政府がこれを行使する。

国家元首、政府、その組織した機関、および国家勤務員は、基本法およびロシアの立法機関が制定した法律が直接に定める権限にしたがってのみ、活動することができる。

1.6. 立法権は、基本法にしたがってロシアに帰属する領土またはその他の財産を取り扱うことができる。

基本法のどの部分においても、ロシアの法的主張（所有権についての）に損害をもたらすような形でこれを解釈することはできない。

1.7. 市民、民主的社会の利益およびロシアの国家的利益の名において、国家元首および

政府は、その権限にしたがって、以下のことを行う。

1）ロシアの主権、領土の保全および国民的利益を擁護し、

2）ロシアの国家安全保障、社会秩序および国防力を保障し、

3）ロシア市民の権利および自由、その名誉、尊厳および法的利益を承認し、保護し、

4）ロシア国外にいる市民を守り、庇護し、

5）経済発展、生産性および労働の質の向上をめざす経済的イニシアティヴおよび起業の条件を整備し、これを奨励し、

6）経済活動を規制し、

7）自然環境の保護、土地、地下資源および天然資源の合理的利用に関する措置を講じ、

8）学術的および知的発展、学術上の人材養成のための条件を整備し、

9）労働関係における良好な条件を保障し、

10）保健、社会保障、インフラ整備、教育、体育およびスポーツのシステムを発展させ、

11）国民経済、国家的諸活動およびその他の分野における学術研究の結果の利用ならびに開発の奨励措置を講じ、

12）芸術作品および芸術的創作の保護、利用および奨励を保障する。

1.8. ロシアの行政・領域構成は、県と呼ばれる同権の領域からなる連邦である。

1.9. どの県も、条約、同盟および国家連合に加入し、弁済資金を発行し、いかなるものであれ、なんらかの民事上および財産上の権利を奪い、条約による義務を侵害し、または遡及効を持つ決定を採択することはできない。

どの県も、商品の輸出入に対する関税または税を課すことはできない。

1.10. ロシアの国家元首および政府の所在地はモスクワ市である。

全国会議（Земский собор）は、国家元首と政府をモスクワ市およびモスクワ県の圏外に、または他のいずれの県にも属さない特別管区に、これを移すことができる。ただし、このことについては法律によってこれを定めなければならない。

1.11. 国家元首、政府およびロシア選挙管理員会の活動を保障するために必要なすべての資金は、国家出納局（財務局、国庫）に集中し、県および自治体の理事会の活動の保障のための資金は、県出納室およびその支部に集中する。

いかなる資金も、承認された当該予算年度の収支の一覧表（決算）に基づくか、または決算が承認されない場合には全国会議のしかるべき決定、県議会の決定、代表制自治機関の決定に基づく場合のほかは、出納局からこれを受け取ることはできない。

1.12. 大統領、全国会議議員、内閣、裁判官、治安判事、県、自治体の理事会メンバーおよびその他の国家の職員は、出納局の資金から法律の定める俸給を受け取る。

大統領の俸給は、その任期中にはこれを増減することはできない。

全国会議の議員、内閣の閣僚、裁判官、県の代表機関の議員、代表制自治機関のメンバーの俸給は、その属する機関における職務または遂行の如何にかかわりなく、これを一律に定めるものとする。

1.13. 権力機関、公務員、そしてロシア市民について基本法が定める権限は、何人にもこれを委任することはできず、またこれを停止することもできない。

1.14. 官職になる者の罷免の免責特権は、これらの選挙制の権力機関の官職に従事する

国家会議議員、参議院議員、県議会議員および代表制自治機関のメンバーに属する。

1．15． ロシアの職に従事する市民は、国庫から手当を受け取る場合、最初の勤務の日に、ロシア、人民および基本法に対する忠誠の宣言を法律の定める手続で行い、署名する。

1.16． 特権を持たないロシアの官職にある市民は、敵対行為、反乱、収賄またはその他の重大犯罪において起訴（有罪）とされた場合に、これを罷免することができる。

1.17． ロシアに対する戦争の遂行、その敵国への加担（同調）、支援およびサービスの提供、ならびに故意によりロシアの主権を侵害しようとするその他の行為は、ロシアへの敵対行為（謀反、背信）とみなされる。

ロシアの官職にある市民による基本法の諸規定の不履行または違反行為は、とみなされる。

敵対行為、反乱およびそれらの阻止に対する他の同様の規則は、法律によってこれを定める。

1.18． 基本法は、元からの県の領域において施行され、その施行のときからロシアの主権がこれに及ぶ。

それ以外のロシの地域においては、ロシアへの加入により基本法が適用される。

第２条　人と市民の権利および自由

2.1． すべての市民は、人種、肌の色、性、言語、宗教、政治的およびその他の信条、民族的および社会的出自、財産上もしくは階級的地位またはその他の事情の如何にかかわらず、法律、権力および裁判の前に平等である。

2.2． 各人は、奪うことのできない生命に対する権利を有する。何人も、死刑の場合を除き、恣意的に生命を奪われることはない。

死刑判決は、法律にしたがって権限ある裁判所のみが、もっとも重大な犯罪に対してのみこれを命ずることができる。

死刑判決を受けた各人は、特赦または減刑を求める権利を有する。大赦、特赦または死刑判決の変更は、すべての場合にこれを行うことができる。

死刑判決は、１８歳未満の者の為したる犯罪には適用されず、妊婦に対してはこれを執行しない。

2.3． 何人も、拷問または残酷で非人道的もしくはその尊厳を傷つける処遇および刑罰を受けることはない。

いかなる人も、その自由な同意なくして、医療、学術またはその他の実験にさらされることはない。

2.4． 何人も、奴隷もしくは隷属的状態に置かれ、または強制労働もしくは拘束的な労働を強制されることはない。

2.5． 各人は、自由および人身の不可侵に対する権利を有する。何人も、恣意的に逮捕または勾留されることはない。何人も、法律の定める手続に基づき、かつそれにしたがう場合のほか、自由を奪われることはない。

勾留された各人は、拘束の際にその理由を知らされ、その場において、自身に課せら

れた罪について知らされる。

刑事事件により勾留され、逮捕された各人は、３時間以内に、法律により裁判権を行使する権利を有する裁判所に送致され、相当の期間裁判所で審理される権利または釈放される権利を有する。裁判所の審理を待つ者の勾留期間は、共通の規則による必要はないが、釈放は、裁判所への出頭、裁判審理への出頭、そして必要な場合の判決執行のための出頭の保証の提供によってこれを定めることができる。

拘束または勾留の結果自由を奪われた各人には、裁判所においてその事件の審理を求める権利が与えられ、この裁判所は、その内容の適法性についての決定を行い、逮捕が違法な場合にはその者を釈放することができる。

違法な勾留または拘禁の被害者となった各人は、賠償を受ける権利を有する。

2.6. 自由を奪われたすべての者は、人道的な処遇および人間的人格に固有な尊厳の尊重を求める権利を有する。

何人も、いかなるものであれ契約上の義務を履行する状況にないことのみを理由としては自由を奪われることはない。

2.7. 市民には、ロシアにおける自由な移動および居住地選択の自由に対する権利、ロシアから出国し、またはロシアに帰還する権利がある。これらの権利は、法律によってこれを定める。

2.8. 各人は、自己に課せられたあらゆる刑事訴追の審理、または何らかの民事訴訟におけるその権利および義務の決定にあたり、法律に基づいて設置される権限ある、独立かつ公平な裁判所によって公正で公開の審理を受ける権利を有する。

刑事犯罪において、各被疑者・被告人は、その有罪が法律にしたがって証明されない間は、権利を有し、無罪とみなされる。被疑者・被告人は、自己の無罪を立証する義務を有しない。有罪かどうかにおいて確証が得られない場合は、これを被疑者・被告人に有利に解する。

法律に違反して収集した証拠は、いかなる法的効力も有しない。

2.9. 各人は、あらゆる刑事訴追の審理にあたって、完全に平等の原則により、最小限、以下のことを保証される権利を有する。

－起訴の内容および根拠について、その者の理解できる言語で、即座にかつ詳細に通知され、

－自己の弁護の準備のための十分な時間と機会を持ち、自ら選んだ弁護人と連絡を取り、

－根拠のない拘束を受けることなく裁判を受け、

－裁判（法廷）に出廷し、自身でまたは自分で選んだ防禦人（弁護人）を通して、自己を防禦し、

－自身に不利な証言をする者に反対尋問を行い、またはこの証人が尋問されるよう求める権利を有し、自己に不利な証言をする者がいかなる条件にあってもその証人の証人尋問を求める権利を有し、

－ロシア語を理解せず、またはこれを話さない場合、通訳を無償で利用し、

－自己に不利な証言を強制され、または自らおよび親もしくは家族の有罪を証明することを強制されない。

2.10. 犯罪のかどで審理される各人は、その審理および判決が、法律にしたがって控訴および破毀手続による上級審において再審理されるよう、これを求める権利を有する。

刑事犯罪につき最終的な判決（決定）が宣告され、もしくは宣せられた判決がその後に破棄された場合、または何かの新たなもしくは再び明らかになった事情が疑う余地なく誤判を立証するような事由により特赦が行われた場合、そのような審理の結果刑罰に処せられた者は、上記の知られざる事情がその罪につき以前に例外的またはある程度明らかでなかったことが証明されない場合、法律にしたがい補償を受ける。

何人も、ロシアの法律および刑事訴訟法にしたがって最終的に有罪とされ、または無罪とされたことについて、再度、裁判にかけられ、または罰せられることはない。

2.11. 何人も、その行為の遂行時の施行されていた法律にしたがい、刑事犯罪とされていない何らかの行為または過失により刑事犯罪実行のかどで有罪とされることはない。同様に、刑事犯罪の実行時に適用されるべき法律を超えて重い刑罰を科せられることはない。犯罪実行後においてより軽い刑罰が定められた場合は、その法律の効力はその犯罪に対しても及ぶものとする。

2.12. 各市民は、所在の場所の如何にかかわりなく、その権利主体としての権利を有する。

2.13. 市民は、その個人および家族の生活への恣意的または違法な干渉、その名誉および声望に対する恣意的または違法な侵害を受けることはない。

各人は、そのような干渉または侵害から法律の保護を受ける権利を有する。

本人の自発的な同意のない、市民の私生活（プライヴァシー）に関する情報の収集、保管、利用および普及は、法律の定める場合を除き、これを禁止する。

住居は不可侵であり、何人も、そこに住む市民の意思に反して住居に立ち入ることはできない。捜査または家宅捜索の令状は、証言によって確認された十分な根拠なしにはこれを発行しない。この令状は、権限ある裁判官のみがこれを発行することができ、捜索の場所、および勾留される者または押収される財産の詳細な記述がなければならない。

2.14. 各人は、見解、良心および宗教の自由の権利を有する。この権利は、その選択により宗教または信念を持ち、またはそれを選ぶ自由、および個人もしくは他人と共同で、礼拝の実行、宗教的な儀式および式典または教義に関する公的もしくは私的な方法により、その宗教もしくは信念を信奉する自由を含む。

何人も、自己の選択により宗教または信念を持ち、またはそれを選ぶ自由を軽んじるような強制を受けることはない。

親および法律上の後見人は、その固有の信念にしたがい、その子どもの宗教的および道徳的な教育を保障することができる。

礼拝用の施設および礼拝の対象は、法律の定める場合を除き、非宗教的目的にはこれを使用することはできない。

宗教上の聖職者となることができるのは、市民のみである。

2.15. 各市民は、妨害されることなく自己の意見を保持する権利、ならびにあらゆる種類の情報および思想を、自己の選択する口頭、文書または出版もしくは芸術表現、その他の方法で、探し、受け取り、広める自由を含む、自己の意見を自由に表現する権利を有する。

これらの権利の制限は、法律によってのみこれを定めることができ、他人の権利およ

び名声の尊重ならびに国家安全保障、社会秩序、住民の健康および道徳の保護のために必要な場合に限られる。

2.16. 戦争宣伝、ならびに差別、敵意または実際上の暴力を扇動する民族的、人種的または宗教的憎悪を煽る公然たる言動は、これを禁止する。

2.17. いかなる権力機関も、どんな形であれ、市民の平和的な集会、大衆集会、行進、デモンストレーションおよびピケッティングを行う権利を制限することはできない。

2.18. １８歳に達した各市民は、軍、警察および官庁のメンバーである場合を除き、労働組合に団結し、自己の利益の擁護のためにそれに類する団体に加入する権利を含め、他の市民との連合の自由に対する権利を有する。

2.19. １８歳に達した市民は、政党、社会団体に団結する権利、ならびに同じく地域的構成を持ちうる政治的な大衆運動に加わる権利を有する。

政党および運動体の規約は、ロシア選挙管理委員会に登録され、その後に、その成員または運動参加者の名において政治的意思を表明し、選挙に参加することができる。

政党および運動体は、１月および７月に前期の資金源および保有する財産に関する資料を公表するものとする。

大統領、公務員、ならびに大統領、監督院、会計検査院の事務機関の職員、全国会議の事務機関、首相、大臣官房および大臣の事務機関、県庁および県行政委員会の職員、裁判官および裁判機関の職員、行政的自治機関の職員、ロシア選挙管理委員会の職員、監督および取調機関の職員、ロシアの特別の専門機関の職員は、政党の党員および運動体の参加者となることはできない。

政党、社会団体および運動体の活動の手続は、法律によってこれを定める。

2．20． 市民は、同時にはひとつだけの選挙制の権力機関のメンバーとなることができる。

2．21． 法律と権力機関は、家族を社会の自然的な基礎細胞として保護しなければならない。

結婚年齢に達した男女は、結婚し、家族をなすことができる。その際にいかなる婚姻も、結婚する者の自由で完全な合意なしにはこれをなすことはできない。

2．22． ロシアの管轄下で生まれた各子どもは、誕生後にただちに登録され、名づけられ、そのことによってロシア国籍を取得する。

家族、社会および国家として幼少の市民を保護する措置は、法律および権力機関がこれを定める。

2.23. 法律および権力機関は、各市民に対して、国家的事項の運営に参加し、普通、平等の選挙権に基づいて秘密投票で行われ、選挙人の自由な意思表示が保障される定期的な選挙において投票し、またはその選挙において選ばれる権利および機会を保障する。

2.24. エスニック、宗教および言語のマイノリティに属する市民は、その集団の他のメンバーとともに、その文化を享受し、その宗教を信仰し、その儀式を執り行い、ならびに母語を使用することができる。

何人も、マイノリティへの帰属の決定および表明を強制されることはなく、また何人もそのような強制を根拠に特別の権利を要求することはできない。

2.25. ロシアの特別の身分としてのコサックに歴史的に属してきた権利、特権および伝統は、法律によってこれを保障する。

2.26. １６歳に達した各市民は、自由に選択し、または自由に締結した労働によって生活費を稼ぐ機会を得る権利を含む、労働の権利を有する。

権力機関は、職業・技術教育および訓練のプログラム、不断の経済的、社会的および文化的発展、ならびに人と市民の基本的な政治的および経済的な自由を保証するための完全雇用を達成する方途を含む、この権利を保障するためのしかるべき措置を日常的に講じなければならない。

2.27. 市民は、とりわけすべての労働者によって最低保障としての公正な賃金および同一価値労働同一賃金を保障する報酬、労働者およびその家族にとって満足のいく生活、安全および衛生基準を満たした労働条件、すべての労働者に一様な、もっぱら労働経験および資格に基づいたしかるべく昇級の機会、休息、余暇および合理的な労働時間の制限、有給年次休暇、ならびに祝日に対する報酬を含む、公正かつ快適な労働条件に対する権利を有する。

2.28. 労働組合は、全国的な連合または協議会を組織し、国際労働組織を創設しまたはその種の組織に参加することができる。

労働組合は、法律が定める場合のほか、いかなる制限もなしにその権利を行使することができる。

2.29. 市民は、法律の定めにしたがってストライキを行うことができる。

ストライキの権利は、軍、警察または管理機関のメンバーの市民には及ばない。

2.30. 各市民は、老齢、労働能力喪失、稼ぎ手をなくした場合、寡婦、孤児およびその他法律の定める場合に、社会保障を受ける権利、ならびに社会保険を受ける権利を有する。

年金、手当およびその他の社会扶助は、法律の定める最低生活費を下回らない生活水準を保障するものでなければならない。

2．31. 法律は、産前産後の合理的な期間、母親に対する特別の保護を定め、その期間は、働く母親には有給休暇または社会保障による十分な手当を伴う休暇を与えなければならない。

2.32. 法律は、子どもおよび少年少女（幼児および児童）に対する特別の保護および援助の措置を定める。

2.33. 法律は、十分な衣食住を含む、かつ不断の生活条件の改善をめざす、市民およびその家族の満足のいく生活水準の実現を保障する措置を定める。

2.34. 国家は、食料品の生産、保管および分配の方法の改善のための具体的プログラムの実行を含む、各市民の欠乏からの自由の権利を保障する措置を講じなければならない。

2.35. 各市民は、肉体的および精神的な健康に関する最新の水準の施策を求める権利を有する。

国家は、死産および子どもの死亡率の減少ならびに幼児の健康な生育を保障し、外的環境の衛生および産業における労働衛生のあらゆる側面の改善、伝染病、風土病、職業病その他の病気の予防および治療、ならびにこれらの病気対策、病気になった場合のあらゆる医療および看護を保障しうる諸条件の整備に必要な施策を実行しなければならない。

各市民は、国家保健システムにおいて無償の医療を受ける権利を有する。

2.36 各市民は、教育を受ける権利を有する。国家は、市民の初頭および中等教育の義務

および無償を保障する。

高等教育は、すべての市民が同等にその能力に基づいてこれを受けることができる。教育を受ける権利の保障の諸条件は、法律によってこれを定める。

個々の市民および団体が学校を設置することができる権利ならびにその指導は、法律によってこれを定める。

2.37. 各市民は、文化的生活に参加し、科学の進歩のせいかおよびその実生活への応用を利用し、あらゆる学術、文学または芸術の作品に関連して発生する著作者地震の精神的および物的利益を擁護する権利を有する。

2.38. ロシア国籍は、終身であり、これを奪われることはない。

市民は、ロシアの国外に追放されることはなく、ならびに外国に引き渡され、またはロシアの保護もしくは管轄の対象外とされ、またはどこにいるかにかかわりなくその庇護権を奪われることはない。

ロシア国籍の取得および停止は、法律によってこれを定める。

2.39. ロシアの国内にある外国の市民は、その者の本国においてロシア市民に対する対応と相当とする原則に基づき、法律の定める権利および自由を有する。

ロシアの領域における無国籍者の権利主体性は、法律によってこれを定める。

2.40. ロシアの兵役に服すべき市民で、人の生命に対して武器を利用することがその信条に反する者は、法律の定める手続により、その職務を他の非軍事的職務をもって代替する権利を有する。

2.41. 市民は、個人でまたは集団で、任意の国家機関または公務員に請願およびその他の訴えを行う権利を有し、これらの機関および公務員は、その訴えを検討し、それにつき決定を行い、法律の定める期間内に理由を付した回答を行わなければならない。

2.42. 各市民は、所有権者となる奪われることのない権利を有する。

相続の権利は、法律によってこれを保証する。法律の禁止していない企業活動の権利は、これを保証する。

2.43. 市民は、法律および県の法的規制アクトにしたがい、国家または自治体の住宅フォンドの住居に住む権利を有する。

2.44. 各市民は、法律に反しないすべての方法によって自己の権利、自由および法律上の利益を擁護することができる。

2.45. 国家は、市民が、法律の定める手続で、直接に本人またはその家族に関するドキュメントを知る機会を保証する。

2.46. 市民は、法律の定める手続で、権力による犯罪または不法行為（越権行為）に対する補償の権利を有する。

2.47. 市民の所有する武器の保管、携帯および使用の権利は、法律によってこれを定める。

2.48. 市民に対する刑罰またはその権利の制限は、法律によってのみこれを定めることができ、この法律は、公式の手続によりそれが公表された後に３ヶ月経過してからのみ、これを施行するものとする。

2.49. 人の権利および自由は、生まれながらにしてその者に属する。

基本法に定める権利および自由のカタログは、その他の人と市民の権利よび自由を

排除し、またはそれらを減ずるものではない。

いかなる権利または自由も、他の権利もしくは自由を制限し、もしくはこれを廃止することはできない。

2.50. 基本法の定める権利の行使は、法律が定め、主権、国家安全保障もしくは社会秩序のため、または他の市民の権利および自由の保護のため、または健康およびモラルの保護のために必要な場合を除き、いかなる制限もこれを受けることはない。

2.51. ロシアの管轄下にある各人は、ロシアの基本法および法律を遵守し、他人の権利、自由、伝統および信念を尊重し、法律の定めるその他の義務を履行しなければならない。

公式に交付された法律の不知は、その違反または不履行に対する責任を免れるものではない。

明らかに犯罪的な、または明らかに違法な命令（指示）は、法律にしたがってその責任を問われる。

2.52. 法律は、自然および自然環境、動植物界、歴史文化遺産、歴史、文化および自然記念物にかかわる不当な作為または不作為に対する責任を定める。

2.53. ロシアの勤続（奉職）は、健康、教育および能力にしたがい、２１歳以上の市民に開かれ、６０歳に達したときにそれを解かれる。

ロシアの官職にある市民は、この職を報酬をともなう何らかの他の公的または私的な活動と兼職することはできない。

2.54. 各人は、法律の定める税および手数料（課金）を納めなければならない。

2.55. 市民は、法律の定める手続により、陪審員として裁判の実施に参加しなければならない。

2.56. 市民は、その主権に対する侵害がある場合、ロシアを防衛し、男性の場合には法律にしたがって兵役に服さなければならない。

2.57. ロシアの基本法および法律に定めのない義務または賦役の履行を市民に強制する場合は、法律にしたがってこれを処罰する。

2.58. 身分事項は、ロシア市民のパスポートにこれを記載する（によってこれを証明する）。

第３条　国家元首

3.1. 国家元首の権限は、全国会議（Земский Собор）が５年任期で審議なしに選出するロシア大統領がこれを行使する。

3.2. 大統領のポストには、ロシアに生まれ、外国の国籍を持ったことがなく、また現在も持っていない、４５歳以上、６５歳以下で、このポストに指名される以前に１５年以上ロシアに住み、国家会議または参議院議員として選ばれ、辞任しておらず、就任前に１０年以上ロシアの執行権力機関の職に従事していない者が選ばれうるものとする。

大統領となることのできるものは誰であれ、１期限りとし、このポストへの再任はないものとする。

3.3. 大統領の執務機関は、国家官房であり、大統領がその任期中に渡って参議院との協議・同意のうえで任命する国務長官がこれを統括する。

3.4. 大統領は、以下の事項を管轄する。

1)全国会議および人民に対し、1年に1回以上の定期的な教書提出
2)参議院および国家会議との協議または合意によるロシア外交代表の任命および召喚
3)法律にしたががったロシア軍最高司令官の権限の行使
4)国家転覆または暴動による場合を除く、ロシアに対する犯罪の特赦
5)ロシアへの外交代表の信任状及び召喚状の受理
6)法律の定める手続による、国家賞の表彰、特別称号、軍の最高職階の授与
7)法律にしたがった非常事態の宣言
8)国籍問題の決定
9)政治的避難の受入れ

3.5. 大統領によるその権限の保障のために、その下に、安全保障会議、監督院および検査院を置く。

安全保障会議のメンバーは、その役職指定により、国家監督官、国家検査官、国家会議議長、参議院議長、国務長官、首相、ならびに対外関係、国防、内務および警察、国家安全保障、経済・財政大臣、宰相（官房長官）、最高裁判所長官、検事総長、ロシアの特殊機関および組織の長がなる。安全保障会議の機構、権限および財政手続は、法律によってこれを定める。

監督院は、ロシアの状況に対して全般的な監督を保障し、国家監督官を統括する。

検査院、執行機関の活動、県、検察機関、取調機関（院）、ロシアの特殊機関および特殊組織､ロシア選挙管理委員会の事業の状況の検査を行い､国家監督官がこれを統括する。

国家監督官および国家検査官は、全国会議との協議および同意により、大統領の任期中、大統領によってその職に任命される。

監督院および検査院の機構、権限および活動手続は、法律によってこれを定める。

3.6. 法律および全国会議の決定は、大統領に提出され、大統領は、採択のときから１４日以内にこれに署名し、その後速やかにこれを公表する。

大統領は、法律または決定に証明する前に、全国会議に対して、理由を付してその再審議を求めることができる。いずれか一方の院が再審議に同意しない場合には、大統領は３日以内に法律または決定に署名しなければならない。

法律は、両院の会期末の１０日間にはこれを差し戻すことはできない。

3.7. 大統領のポストに選ばれうる者のリストは、投票日の９０日前までに国務省、法制局および国家官房によって一般に公表される。

上記の名簿に記載され、大統領のポストに立候補することを希望する市民は、ロシア選挙管理委員会に３０日以内に文書による届け出を行い、選挙管理委員会は、投票日までの３０日から４０日の間に候補者の全リストを公表するものとする。

3.8. 大統領は、全国会議の両院の合同会議において、秘密投票により全国会議構成員の法定人数の３分の２の多数でこれを選挙する。

大統領が１回目の投票で選出されなかった場合、１０日後に次の投票が行われ、３回の投票の後は、全国会議構成員の法定人数の絶対多数で選出されたものとする。全国会議は、大統領の選出まではその会議を閉会しない。

3.9. 大統領のポストが空席となり、または大統領の権限が停止された場合は、その職務は、新しく選ばれた大統領が就任するまでの間、一時的に国家会議と参議院の議長が共同でこれを果たすものとする。

3.10. 大統領は、法律の定めにより、選挙後３０日経過したところでその職に就く。

大統領は、その就任にあたって、「私は、大統領の職務を誠実に果たし、その力の及ぶところによりロシア基本法を守り、擁護することを、ここに厳かに誓います。」と宣誓を行う。

3.11. 大統領は、その管轄事項にかかわる諸問題に関して大統領令を公布する。

3.12. 大統領は、健康状態の悪化を理由とするほかは、辞職することはできない。

大統領の権限は、任期満了、辞職、職務遂行能力の喪失状態、解任、死去により、停止する。

任期満了の場合、大統領の権限は、新たらしく選ばれた大統領が宣誓した時点でこれを停止する。

辞職の場合、大統領の権限は、辞職を申し出たときから１０日後にこれを停止し、この期間は、大統領はいかなる決定も行うことはできない。

職遂行能力の喪失状態の場合、大統領の権限は、国家会議と参議院の合同会議の任命した国家委員会の提案についての最高裁判所の決定が宣せられた時点でこれを停止する。

解任の場合、大統領の権限は、基本法にしたがって参議院の決定が宣せられた時点でこれを停止する。

第４条　立法機関

4.1. 立法権は、全国会議に属し、国家会議、参議院および国家評議会の３院からこれを構成する。

4.2. 国家会議は、２年任期で全国政党名簿により選挙される５００人の代議員からなる。

参議院は、６年任期で選挙人の人数に応じて等しく区分けされる県選挙区が選挙する各県各２人の参議院議員によって、これを構成する。

国家評議会は、県議会の代表によってこれを構成する。

4.3. 最初の選挙の後に、各県選出の参議院議員は、くじ引きで同数ずつ２つにこれを区分する。第１グループの参議院議員の席は、最初の選挙の３年後にこれを改選し、第２グループは、最初の選挙の６年後に改選することとする。それ以降はすべての参議院議員を６年ごとに選挙する。

4.4. 全国会議は、以下の事項を管轄する。

1) 国防および福祉の保障のために一律の税、課金および手数料の設定および徴収
2) ロシアの名による国債の発行
3) ロシア基本法の改正
4) ロシアの外国との条約の批准および破棄
5) ロシアにおける新しい県の加入
6) ロシアの国境の変更
7) 外国貿易および個々の県の間の通商の規制
8) 国籍および帰化に関する規則の制定
9) 弁済不能および破産に関する規則の制定
10) 所有（財産）、予算および財政システムを規制する統一的な規則の制定、国内およ

び外国通過の価値の決定

11）自然環境保護の領域における諸関係の規制

12）政府、役所（県庁）および自治体の諸機関の組織および活動手続の制定

13）ロシア国内で活動する政党、社会団体および大衆運動、ならぶに教会の地位の決定

14）ロシアの国家収支表（決算）の承認

15）経済的、社会的発展の計画およびプログラムの決定

16）国防および国家安全保障に関する基本的施策の決定

17）国家賞の制定および名誉称号の授与

18）外国の承認、または多国間もしくは国際機関の活動への参加もしくは創設についての同意

19）戦争と平和の問題の決定

4.5. 全国会議は、基本法が定める場合にのみ合同会議を開催し、両院の議長が交代でその会議の議長を務める。

4.6. 国家会議および参議院は、１２月１５日から１月１５日までと６月１５日から８月１日までを休会期として、常時活動する院である。

国家評議会は、１１月１日から１２月１４日までと５月１日から６月１４日まで、年に２回の会期を招集する。

4.7. 法律の採択、改正、廃止および解釈は、国家会議おと参議院の合同会議にのみがこれを行い、その際、法案は各院で３読会を行うものとする。

法案を各院の審議に付す権利は、その院の議員に属する。

4.8. 国家会議および参議院は、以下の諸問題似ついて立法を行う；行政・領域的編成；選挙システム；代議員および参議院議員の地位；執行機関の地位；裁判所構成；裁判機関の地位；裁判官、治安判事、陪審員の地位；県の代表権力および執行権力の地位；地方自治機関の地位；特殊な機関、館長および組織の地位；国籍および帰化；政党、社会団体および大衆運動；教会の地位；国家的シンボル；国家賞；特別称号および名誉称号；軍の階級；国家の祝日；民事法；労働法；社会保障；保健；国民教育；科学および学術研究；文化的発展；外国人および無国籍者；土地；鉱山；水資源；森林；自然および野生動物の保護；経済法；金融・信用法；建設；副業（狩猟？）；交通；対外経済活動；関税；国家秘密；兵役および軍属；国旗および旗（軍旗など）；国家的勤務；弁護士制度；公証人制度；民事裁判；行政法；刑法；刑事裁判；矯正法；国内通貨；価格の国家的規制；独占禁止法；予算；税金；大陸棚および経済水域；国防；国家安全保障および国家秘密；特別取引対象物件；大赦および特赦；標準、メートル法および度量衡（規格）；簿記；統計；地質調査、測地、地図作成および気象観測；非常事態；戒厳令；基本法が定め、または基本法の諸規定を保障するため必要なその他の法律。

4.9. 両院の会議において権限を行使するためには、各院の総定員の半数以上の出席を必要とする。

各院における決定は、会議参加者の投票の過半数の賛成がある場合に、これを採択されたものとする。

4.10. 国家会議および参議院は、１２ヶ月の任期でそれぞれのメンバーの中から、院の議

長、副議長および初期を選出する。

国家評議会は、そのメンバーに中から会期の議長、副議長および初期を選出する。

4.11. 基本法および法律に関わらない諸問題について、全国会議は、法律の効力を有する決定を採択することができる。決定の採択、快晴、廃止および解釈は、同権の関係にある国家会議、参議院および国家評議会の共同管轄事項であり、決定案は各院において２回の読会を持つものとする。

決定案を審議に付す権利は、これらの院のメンバーおよび内閣に属する。

国家的職務に従事する者の候補者の同意に関わる問題については、全国会議またはその院が１回の読会で決定を採択する。

4.12. 解任に関する諸問題は、しかるべき代表権力機関または執行権力機関が、基本法または法律にしたがいその管轄下にある職務に従事する者に対して、これを提起する。

全国会議において、以下の者の解任に関する問題は、国家会議が、大統領、国務長官、国家監督官、国家検査官、法制局、主計局、審査局の長官（最高公務員）、内閣の閣僚、ロシア検事総長、ロシア特命検事、ロシア取調局（捜査局）長官、ロシア特殊機関の長官および上官、ロシア選挙管理委員会委員長に対してこれを提起する。

国家会議における解任に関する結論（決定）は、賛成票が代議員定数の過半数を超えた場合に、これを採択されたものとする。

参議院には、国家会議の結論に基づいて解任に関する告発（弾劾）を審議する排他的権利が認められる（属する）。

参議院は、解任に関する問題を審議するために、最高裁判所裁判官を議長とする特別会議を開催し、この会議においては他の問題の審議は行わないものとする。

参議院は、国家会議の結論が送致されたときから３日以内に弾劾の審議を開始する。

参議院における解任に関する決定は、参議院議員定数の３分の２を超える賛成がある場合に、これを採択されたものとし、この投票は１回限りのものとする。

参議院による決定がなされた場合、その決定は弾劾の時点からこれを施行し、いかなるものであれその職務に従事し、またはロシアの職務における権限を有する権利は、直ちになされる解職、およびの剥奪によってこれを制限される。

この後に、解任された者は、法律にしたがって刑事裁判手続により起訴される。

4.13. 全国会議の実務機関は、法制局（法制局）、主計局、審査（専門家）局からなり、その組織手続および権限は、法律によってこれを定める。

4.14. 執行権力機関、県当局、監督および取調官庁、特殊機関および官庁、ロシア選挙管理委員会は、年に１回以上の定期的な事項に関する現状報告を全国会議および大統領に対して行うものとする。

4.15. 法令は、基本法、個別の法律からなり、ロシア法律集成に収録される。法令は、基本法および互いに反することはできない。

ロシア法律全書および法律集成の刊行は、法制局がこれを行う。

第５条　執行機関

5.1. 執行権は、首相、副首相、大臣および官房長官からなる内閣がこれを行使する。

内閣は、首相お」位にシャアティヴし、その議長の下で、法律および全国会議の決定にしたがい執行権に帰属する権限の行使に関連した全般的な施策の審議および策定のための会議を執り行う。

複数の大臣の管轄に属するか、または特定の大臣の管轄には属さない問題は、首相の執行命令によってこれを解決する。

特定の省の権限に関わる問題は、その大臣の執行命令によってこれを解決する。

5.2. 首相は、全国会議が、各院のメンバーの投票の多数によって４年任期かつ国家会議の議員の任期の２期を超えない範囲でこれを選挙する。

5.3. 副首相、大臣および官房長官は、参議院および国家会議との協議および同意により首相の任期に併せて首相がこれを任命する。

5.4. 首相の解任は、内閣の総辞職をともなう。

5.5. 内閣の構成は、以下の各大臣が加わる；外交、国防、内務および警察、国家安全保障、情報・通信、エネルギー、経済・金融、国有財産、保健・社会保障、国家建設・インフラ整備、科学、教育・文化、司法、農業・調達、商業・工業。

5.6. 首相および内閣の実務機関は、官房長官を長とする国家官房である。大臣の実務機関は、局、部および課からなる省である。

5.7. 閣僚メンバーの任命にあたっては、首相、副首相、大臣および官房長官は、全国会議の議員でなければならない。

5.8. 首相は、以下の事項を管轄する。

1) 参議院および国家会議との協議および合意を必要としない場合の、省および国家官房における公務員のすべての欠員の補充

2) 執行権力による法律の正確な遵守の保障

3) 法律にしたがったロシアの執行権力機関の公務員の権限の決定

4) 全国会議に対して、ロシアの利益および富にとって必要かつ有益な措置を採用するよう提案すること

5) 参議院および国家会議との協議および同意による、内閣の他の閣僚の権限に属さない場合で、基本法にその任命について法律の定める他の規則の定めがないものの、法律に定めのある職務のロシアの公務員の任命

6) 全国会議への省の設置、開祖および管理に関する提案の提起

7) 参議院および国家会議の同意を得て内閣の個々のメンバーの解任の決定

8) ロシア全土または若干の隣接する県において脅威がある場合、国家安全保障および社会秩序の保障に関する措置を講ずること

9) ロシアの国家収支（歳入歳出）表の作成およびその全国会議への提出

5.9. 基本法および法律の定める権限にしたがい、大臣は以下の事項を管轄する。

1) 執行機関の管轄する国家管理の諸問題の解決

2) 国家の利益、ロシアの市民および人民の権利、自由及び利益の擁護のための措置を講ずること

3) 国民経済のそれぞれに関係する領域の規制

5.10. 首相および大臣は、その管轄する問題に関して、ロシア国内で執行を義務づけられる命令を公布する。

この命令は、それが法令または全国会議の決定、裁判所の決定および執行された判決、ならびにその権限の範囲内の問題に関するロシア選挙管理委員会の決定に適合しないか、もしくは反する場合、これに対して異議申し立てを行うことができる。

命令の異議申し立ておよび廃止の手続は、法律によってこれを定める。

第６条　裁判機関

6.1 裁判権は、最高裁判所、県、市、郡、地区および郷裁判所、ならびに治安判事がこれを行使する。

裁判所の組織および活動手続は、法律によってこれを定める。

裁判所の裁判官は、そのメンバーの中から２年任期で所長（長官）を選出する。

6.2. 裁判官は、７０歳に達するまで、その職務に問題がなければ、その職を継続する。

6.3. 裁判官の職が空席となった場合は、最高裁判所においては参議院および国家会議の決定により、他の裁判所においては対応する代表機関が司法大臣の提案により、これを補充する。

6.4. 治安判事は、対応する裁判管区の市民が１０年任期でこれを選挙する。

6.5. 最高裁判所は、以下の事項を管轄する。

1) 法律の定める場合、第１審の裁判所としての事件の審理

2) 内閣の閣僚、大使、ロシアの外交代表、ロシア軍の上級公務員の交替および補充に関する刑事事件の第１審の裁判所としての審理

3) 法律の定める場合、控訴（上告）審および破毀審としての事件の審理

4) 県裁判所の間の紛争の解決

5) 県裁判所の判決および決定に対する不服申し立ておよび異議申し立ての審理

6) 裁判実践の諸問題に関する指導的説明の出版

7) 法律および立法権力のその他のアクト、執行権力機関のアクトおよび県の自治機関のアクト、ならびにロシアの名において指名され、批准された条約の基本法への適合性に関する事件の、法律の定める手続による審理

6.6. 裁判所における事件の審理は、民事事件および刑事事件、ならびに法律の定める、仲裁裁判所において解決できない紛争についてこれを行う。

県、市、郡および郷裁判所の管轄、および治安判事の管轄に属するのは、刑事、民事、行政および法律の定めるその他の事件である。

6.7. 裁判所における事件の審理は、陪審員の参加を得て、職業裁判官もしくは３人の職業裁判官が合議によって行い、、または法律の定める場合にその手続により職業裁判官が単独もしくは複数でこれを行う。

6.8. 裁判官および陪審員は、不可侵かつ独立であり、基本法および法律のみにしたがう。

6.9. 裁判所における事件の審理は、当事者主義ならびに裁判所および法律の前に平等の原則に基づいてこれを行う。

裁判所における事件の審理は、法律が定める場合を除き、公開でこれを行う。

6.10．裁判は、ロシア語で行われ、これを使用しない者には、通訳をとおしての事件資料の完全な閲覧、裁判行為への参加および裁判において母語で発言する権利を保障するものとする。
6.11．何人も、裁判所の判決および法律による以外に犯罪遂行において有罪とされ、ならびに刑罰を受けることはない。
6.12．弁護士の活動は、法律によってこれを定める。
6.13．執行（確定）された裁判所および治安判事の判決および決定は、法律によって等しく擁護されなければならない。

第７条　県の統治

7.1．県における権力は、法律に定められた、代表権力、行政権力および裁判権力に区分された県庁（当局）がこれを行使する。
7.2．県の代表権力機関は、県議会であり、代表会議および参議院の２つの院からなる。
　代表会議は、選挙区ごとに選挙人の人数によって平等に２年任期でこれを選挙する。ただし、住民５万人に１人の代表とする。
　参議院は、選挙区ごとに選挙人の人数によって平等に５０人を４年任期で選挙する。
7.3．県議会は以下の事項を管轄する。
　1）県条例の制定
　2）基本法によってロシア政府の権限とされていない規範および規則を定める法的規制のアクトの公布
　3）県の税および手数料の制定
　4）予算年度および月間の県歳入歳出表の承認
　5）経済的、社会的またはエコロジー上の発展の計画およびプログラムの制定
　6）県の行政・領域的編成問題の法律に基づいた解決
　7）山地、土地、都市建設、衛生、交通、経済、農業、社会、労働、文化に関する問題およびその他の県内の発展の諸問題の法律に基づいた規制
　8）県の行政権力の機構および構造、その公務員の権限および任命手続の決定
　9）ロシア政府の決定および固有の決定の県の領域内での執行に対する監督の保障
　10）その活動の議事規則の制定
7.4．県の行政権力機関は、県理事会であり、知事、副知事および県理事からこれを構成
　行政権力は、法律または件条例にしたがって施行される特別の行政権限を行使するこする。
　県理事会は、知事のイニシアティヴにより、その議長の下で、県行政権力に属する権限の行使に関連する全般的施策の審議および策定のために会議を開催する。
　複数の県理事の権限に属し、または特定の理事の権限ではない問題は、知事の処分によってこれを解決する。
　県理事の権限に属する問題は、その理事の処分によってこれを解決する。
とがある。
7.5．県知事は、県議会が参議院の任期を超えない範囲で、各院の議員の投票の過半数で４年任期としてこれを選挙する。

副知事はおよび県理事は、県議会との協議および同意により県知事がこれを任命する。

県知事の解任は、県理事会の全メンバーの総辞職をともなう。

7.6. 県知事および県理事会の実務機関は、県官房（知事公室）である。

県理事の実務機関は、部局からなる行政委員会である。

7.7. 知事、副知事は、県理事会のメンバーの任命にあたり、県議会のメンバーである必要がある。

7.8. 県理事会メンバーの権限、権限（管轄権）および活動手続は、ロシアの法律および県条例、ならびに県の法的規制アクトにしたがってこれを定める。

7.9. 県の裁判権力機関は県裁判所であり、その組織および活動手続は、基本法第６条および法律によってこれを定める。

7.10. 県議会の法的アクトおよびその他の決定は、当該の県の領域において執行されなければならず、法律と同様に国家的保護を受ける。

第８条　自治機関

8.1. 自治は、市、郡、郷および大都市の地区においてこれを実現する。

8.2. 自治は、基本法の定める代表、行政および裁判の権力に区分される。

8.3. 市および市内の地区における代表自治機関は市議会および地区議会であり、郡および郷においては郡議会および郷議会である。

8.4. 住民２００万人以上の市の市議会は、県議会のために定める規則を援用して２つの院からこれを構成する。

8.5. 郡を構成し、または自治機関を選挙しない市のリスト、ならびに地区をその内にもつ市のリリストは、法律でこれを定める。

8.6. 院を持たない市議会および地区議会は、選挙人の数において平等の選挙区から、５千人に１人以上の代表を２年任期でこれを選挙する。

8.7. 郡議会および郷議会は、選挙人の数において平等の選挙区から、千人に１人以上の代表を２年任期でこれを選挙する。

8.8. 代表自治機関は、以下の事項を管轄する。

1) 法律および県の法的規制のアクトにしたがった市、郡、郷または地区の自治検証の制定

2) 地方税および手数料の設定

3) 予算年度および各月の地方歳入歳出表の承認

4) 法律および県のアクトにしたがっての地方の領域発展問題の規制

5) 地方行政権力の機構および編成、行政的自治の勤務員の権限および任命手続の決定

6) 自治体の領域内でのロシア政府、県理事会の決定、ならびに独自の決定の執行に対する監督の保障

7) その活動の議事規則の確定

8.9. 行政的自治は、市、地区、郡および郷の理事ならびにその管轄下にある下部の部局によってこれを行使する。

8.10. 理事は、代表自治機関によりその任期の期間中、投票の過半数でこれを選挙し、そ

の際、理事はこの機関のメンバーでなければならない。

下位の部局の管理者は、代表自治機関との協議および同意に基づき、理事の任期の期間中、理事がこれを任命する。

理事の退職は、その下位の部局の管理者の退職をともなう。

8.11. 自治体の行政部門の権限、権限（管轄権）および活動手続は、自治体憲章、県の法的規制アクトおよび法律によってこれを定める。

8.12. 市、郡、郷および地区における裁判機関は、それぞれの市、郡、郷および地区の裁判所であり、その組織および活動手続は、基本法第６条および法律によってこれを定める。

8.13. 代表自治機関の法的アクトおよびその他の決定は、自治体の領域において執行されなければならず、法律と同様に国家的保護を受ける。

第９条　監督および取調官庁

9.1. ロシア検察庁は、執行権力、裁判権力、県の管理、自治機関、自然人および法人、大黒人および無国籍者による基本法および法律の正確で一様の執行に対する監督を行い、裁判所への国家的訴追（起訴）を行うものとする

検察機構は、全国会議が５年任期で任命するロシア検事総長がこれを統括する。

ロシアの特別検事は、検事総長が、参議院および国家会議との協議および同意により検事総長に任期中に限るものとしてこれを任命する。

県の検事は、県議会との協議および合意により検事総長の任期中に、検事総長がこれを任命する。

市、郡、郷、郷および地区の検事は、対応する代表自治機関との協議および同意により、検事総長の任期中に、検事総長がこれを任命する。

検察機関の活動手続および権限は、法律によってこれを定める。

9.2. ロシア取調庁は、私的な告発事件を除く刑事犯罪の実行に対する起訴について事前の取調を行い、取調庁長官およびその管轄する特別機関、ならびに県取調本部およびその地方支部からなる。

取調庁は、裁判所に対して起訴を行うことはできず、事件を審理した庁の職員も同じく起訴の証人となることはできない。

ロシア取調庁の活動手続および権限は、刑事裁判に関する法律によってこれを定める。

第１０条　特別の機関および組織

10.1 ロシアの特別の機関は全国会議がこれを組織し、県の特別機関は県議会が、市、郡、郷および地区の特別機関はそれぞれに対応する代表自治機関がこれを組織する。

10.2. ロシアの特別機関には、以下のものがある；ロシア国立銀行、ロシア情報局、ロヒア統計局、ロシア戦略策定会議、ロシア軍、警察、財務局。

特別機関の気候、組織原則、権限および権限（管轄権）は、法律によってこれを定める。

10.3. ロシアの特別の組織に含まれるのは以下のものである；ロシア人民航空、ロシア企業および起業家連合、ロシア科学アカデミー。

特別の組織の機構、組織原則、権限および権限（管轄権）は、法律によってこれを定め、これらの組織には立法発議権が与えられる。

10.4. 特別の機関および組織の勤労者には、ロシア市民のみがなることができる。

第１１条　選挙システム

11.1. 国家会議代議員、参議院議員、県議会議員、代表自治機関の議員、および治安判事の選挙は、直接で、個人的、かつ移譲できない普通および平等の選挙であり、秘密投票でこれを行う。

投票への参加は、義務である。

11.2. 選挙人とみなされるのは、１８歳に達し、裁判所により行為能力を剥奪されておらず、法律の定める市民的および政治的権利を有し、選挙人名簿に登載されているロシア市民である。

11.3. 刑罰として自由剥奪を選ばれた場合の、故意の犯罪の遂行のかどで裁判所の判決を執行されている市民、後見を受けている成年、裁判所により破産宣告を受けている者で権利を回復していない者は、これを選挙人名簿に登載されない。

11.4. 選挙人名簿への登載は、義務である。選挙人名簿は、自治体の領域ごとにこれを作成する。何人も、複数の選挙人名簿に登載されることはない。

11.5. ロシアの国外の外国にいて、領事館に登録されている市民は、最後の居住地の自治体の領域の選挙人名簿にこれを登載する。

11.6. 以下の者は、あらゆる選挙制のポストの候補者となることはできない；大統領、国務省、国家安全保障会議、監督院および検査院の公務員および勤務員、内閣の閣僚、国家官房庁および省の公務員、裁判官、県理事会メンバー、ロシアの特殊機関および組織の公務員、外国または国際機関の勤務についている市民、職務上国家への義務に関わらない場合、ロシア国外に居住している市民、選挙権を有しない市民、国家の保証、助成金またはその他の資金を受けている企業指導者または企業家、選挙公示前の１２ヶ月前以降に一定数の住民に個人資産により慈善事業を行った者。

11.7. ロシアに生まれ、１０年以上居住し、法律の認定する高等教育修了資格を有する市民、自身およびその家族のための独立した生計を有し、不動産の所有者であり、抵当権を設定されておらず、裁判によって差し押されていない市民は、すべての選挙制の職の候補者となることができる。

11.8. 国家会議代議員の候補者となることができるのは、推薦の日に２５歳以上の市民である。

11.9. 参議院議員の候補者となることができるのは、推薦の日に３５歳以上の市民である。

11.10. 治安判事の候補者となることができるのは、推薦の日に３０歳以上で、推薦の前
に５年以上、その裁判管区のある自治体の領域内に居住している市民である。

11.11.　県議会の代表院議員の候補者となることができるのは、推薦の日に 21 歳以上の市民で、推薦の前に５年以上県内に居住している者である。

11.12. 県議会参議院議員の候補者となることができるのは、推薦の日に３５歳以上の市

民で、推薦の前に５年以上県内に居住している者である。
11.13．市議会および地区議会、郡および郷の議会の議員の候補者となることができるのは、推薦の日に２１歳以上の市民で、推薦の前に、当該自治体に５年以上居住し、または働いている者である。
11.14． 治安判事の職は、代議員の身分と兼職できず、代議員の身分は、治安判事の職と
の兼職はできない。この事情は、選挙が同時に公示された場合には、複数のリストへの候補者の推薦を妨げるものではない。
11.15． 国家会議代議員の候補者は、政党の名簿によって、県議会の代表院は、政党の県
組織の名簿によって、ロシア選挙管理委員会に選挙公示の３ヶ月以上前に登録された政党の規約に定める手続で、これを推薦する。
11.16． 参議院議員の候補者は、選挙区の地域に居住する３００人以上の市民の集会でそ
の多数が勝因することを条件に、市民自身がこれを推薦する。
11.17．県議会参議院議員の候補者は、選挙区の地域に居住する１５０人以上の市民の集会でその多数が承認することを条件に、市民自身がこれを推薦する。
11.18． 自治体の代表機関の議員の候補者は、選挙区の地域に居住する５０人以上の市民
の集会でその多数が承認することを条件に、市民自身がこれを推薦する。
11.19． すべての選挙制の職の候補者は、独立して推薦される場合にはその候補者自身が、および投票のためのリストを提出する各政党が替わって、候補者が当選しない場合に国庫に収められる保証金を収める。
11.20．選挙制の権力機関のポストに欠員が生じた場合、ロシア選挙管理委員会またはその地方機関が補欠選挙を公示し、欠員が生じた日から２ヶ月以降３ヶ月前までにこれを行う。
11.21． 選挙の準備、実施および組織、選挙人名簿の作成、政党および運動の規約の登録、候補者の登録、選挙区および投票区の区割の決定、ならびに選挙システムの保障に関するその他の権限は、全国会議が１０年任期で任命する者からなるロシア選挙管理委員会に属する。
11.22． 本条による選挙権は、法律によってこれを定める。

第１２条　国家のシンボル

12．1． ロシアの国章は、足下に王笏と皇帝の指標を持ち、胸の上にモスクワの紋章を有し、聖使徒アンドリューの像の全体を囲に、翼にロシアの歴史的帝国および偉大な公国の紋章を有する、黒い双頭の鷲の像である。国章の詳細な仕様および使用は、法律によってこれを定める。
12.2． ロシアの国旗は、上が黒色、中が金色、下が白色の同じ幅の水平のストライプのある長方形の布である。国旗の詳細な仕様および使用は、法律によってこれを定める。
12.3． ロシアの国歌の歌詞、曲および使用手続は、法律によってこれを定める。

12.4. 県および市の紋章は、県議会の提案による参議院がこれを承認する。
12.5. 大統領、政府、県理事会および自治体のアクトには、その最終的承認を記念して国の公印が押される。国の公印の使用手続は法律によってこれを定める。

第１３条　最終規定

13.1. この基本法は、ロシア全土において、公布された日の翌日からこれを施行する。その日に、１９７８年４月１２日付のロシア連邦－ロシア憲法（基本法）は失効し、同じ日に効力を有していた法は、基本法に反する場合にその効力を失う。
13.2. 基本法の改正案は、全国会議の議員定数の３分の１以上の議員集団、および３分の１以上の県議会がこれを提案することができる。

基本法の改正案は、全国会議のすべての院において、提案後６ヶ月以内にこれを審議しなければならない。

基本法の改正案は、各院において３読会で審議され、全国会議の合同会議において各院の議員定数の３分の２を超える賛成がある場合にこれを採択されたものとする。
13.3. 基本法の改正案が審議開始後６ヶ月以内に、しかるべく法律が採択されない場合、法案は否決されたものとみなされ、２年間はこれを再上程することはできない。

第１４条　移行規定

14.1. 基本法の施行のときから、この日に廃止されていないロシア連邦およびソ連邦の法令は、基本法に適合する部分につきこれを適用する。
14.2. 基本法の定めるロシアの職の公務員についての法は、遡及効を有する。
14.3. 基本法が施行された日にロシア連邦大統領の職にある者は、基本法の施行の日に3.10 にしたがい、ロシア、人民および基本法への忠誠を宣言した場合に、その翌日からロシア大統領の職務を遂行する。

大統領が宣誓をせず、宣誓を拒否または忌避した場合、園権限は基本法の施行の日にこれを停止する。

ロシア連邦大統領が、ロヒア大統領に就任しない場合、ロシア大統領の義務は、本条項の規則を遵守してロシア連邦副大統領に移る。

ロシア連邦副大統領が宣誓をせず、宣誓を拒否または忌避した場合は、ロシア大統領の職務は、同じ規則を遵守してロシア連邦最高会議議長がこれを行う。
14.4. 基本法が施行されたときに、副大統領の職務は、これを廃止する。

基本法の施行のときにロシア連邦副大統領の職務にある者は、同意がある場合に、国家官房または国家監督院の義務を遂行する。
14.5. 人民代議員大会は、全国会議に改組され、その際、地域選挙区選出の代議員が国家会議を形成し、民族・領域選挙区、共和国、自治州、自治管区、地方、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の選出の代議員が参議院を形成する。

基本法の施行後１ヶ月以内に、国家会議および参議院は、その院の構成員から院の議長、副議長および書記を選ぶ。
14.6. 基本法の施行から１ヶ月以内に、全国会議は、ロシア連邦の大会または最高会議に

よって以前に組織された機構を、法務院、検査院および専門院の職務を遂行するために、これを改組するものとする。

14.7. 基本法の施行のときにその職にある大臣会議－ロシア連邦政府のメンバーは、その日にロシア、人民および基本法への忠誠を宣言し、署名した場合に、内閣のメンバーの義務を遂行する。

基本法の施行のときから１５日以内に、首相の職務を遂行する者を選び、同じくその後の１５日以内に、第５条の定める手続により他の内閣のメンバーを選ぶ。

14.8. ロシア連邦の憲法裁判所、最高裁判所および最高仲裁裁判所の裁判官は、ロシア最高裁判所の裁判官の職務を執行する。

ロシア最高裁判所の組織および活動手続に関する法律が制定されるまでは、この裁判所の長官の職務は、ロシア連邦憲法裁判所長官がこれを務める。

14.9. ロシア連邦構成主体の仲裁裁判所の裁判官、地方、週の裁判所および仲裁裁判所、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の裁判所、仲裁裁判所および軍事法廷の裁判官は、対応する県の裁判所、モスクワ市裁判所およびサンクト・ペテルブルグ市裁判所の義務を遂行する裁判官となる。

市、地区、郡および郷の裁判所の裁判官の遂行する義務は、これと同様に構成される。

14.10. 人民代議員大会またはロシア連邦を構成する共和国の最高会議、地方、州、連邦的意義を有する市の人民代議員ソビエトは、それぞれに、院に区分されない県議会にこれを改組する。

14.11. 自治州、自治管区の人民代議員ソビエト、対応する地方人民代議員ソビエトは、それぞれ、市および地区の議会、郡および郷の議会にこれを改組する。

14.12. 基本法の施行のときにロシア連邦検事総長およびその管轄下にある検事は、その翌日から、それぞれに、ロシア検事総長、ロシア特別検事、県、市、郡、郷および地区の検事の職務を遂行する。

14.13. 基本法が施行された時点で刑事訴訟法にしたがい事前の取調べを行う権限を有していたすべての機関は、ロシア取調院およびその地域支部にこれを改組する。

14.14. ロシア連邦国税局は、国庫の機能を遂行する。

14.15. 基本法施行にともない、警察(милиция)は警察(полиция)と呼称する。

14.16. ロシア連邦、地方、州ソビエト、連邦直轄市ソビエト、地方人民代議員ソビエトの人民代議員は、その権限を保持する。

14.17. 基本法の施行にともない、１９９２年３月３１日付の連邦条約は失効する。

14.18. 中央選挙管理委員会およびその他の選挙管理委員会は、ロシア選挙管理委員会の機能を果たす機構を構成する。

14.19. ロシア連邦の大使、領事およびその他の外交代表は、ロシアの代表としてその職務をを遂行する。

14.20. 本条に掲げる者は、基本法が施行される日に、それぞれの職務の遂行の根拠を与えるロシア、人民および基本法に対して忠誠を宣言する。

14.21. 県の地位は、ロシア連邦を構成する共和国、地方、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市がこれを取得する。

14.22. 国家会議および参議院の選挙は、基本法の施行後、６ヶ月以降１２ヶ月以内にこれを行う。

14.23　県議会の選挙は、ロシアの行政・領域編成に関する法令の制定後の６ヶ月以降１２ヶ月以内に、基本法の施行後 24 ヶ月を超えない範囲で、これを実施する。

14.24　代表自治機関の選挙は、当該の県において行政・領域編成に関する法令の制定後の６ヶ月以降１２ヶ月以内に、基本法の施行後３６ヶ月を超えない範囲で、これを実施する。